

審議会等への女性委員の登用に関する ポジティブ・アクションプラン

平成 26（2014）年 10 月策定・平成 27（2015）年 4 月施行
八尾市

ポジティブ・アクションとは？

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供するといった、「積極的改善措置」のことをいいます。



ポジティブ・アクション
普及促進のためのシンボルマーク
「きらら」

※上記は、厚生労働省「女性の活躍推進会議」が公募により決定したマーク

◆ポジティブ・アクションに取り組む背景

- ◇ 政策・方針決定過程において「指導的地位（※）」に占める女性の割合は、緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、「2020年までに少なくとも30%程度」という政府が定めた目標を達成していないものがほとんどです。
- ◇ 今後、少子高齢化が進み、労働人口の減少が懸念される中、とりわけ「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、企業や社会全体を活性化する大きな力になるとされており、「女性の活躍」はますます期待されています。
- ◇ 女性の活躍促進は、政府の成長戦略の中核をなすものとなっています。

※「指導的地位」の定義：(1) 国会議員、(2) 法人・団体等における課長相当職以上の者、(3) 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者。

◆八尾市のこれまでの取り組みと今後の展望

- ◇ 『第2次 やお女と男のはつらつプラン』において、行政分野における女性の参画の推進を図るため、「平成27年度に市の審議会・協議会における女性委員の登用率を35%以上とする」という目標を掲げ、全庁あげて女性委員の参画推進を図ってきました。
- ◇ これまでの取り組みにより、審議会等における女性委員の割合について、全審議会等の平均値は、平成17年度末（24.6%）から、平成25年度末（27.8%）までの間に、3.2ポイントの改善が見られた他、大阪府内市町村においても、本市の女性委員の割合は概ね高い順位（大阪府内42市町村中13位）に位置するなど、一定の成果を挙げてきました。
- ◇ しかし、更なる取り組みの強化を図ることにより、目標値の達成に向けて取り組むことが求められています。



審議会等における女性委員の登用率向上に向け、より具体的で実効性のある取り組みを推進していくことが必要であり、市が率先して、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」に取り組んでいきます。

◆「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」の概要

目 的

社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、目標を達成するために必要となる具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）等を定め、もって政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

単に審議会（本市の政策・方針を決定するための機関）等への女性委員の登用自体を目的とするのではなく、「男女が一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現をめざす」には、人材としての女性の活躍が不可欠であり、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進をめざします。

目 標

- ◇ 審議会等への女性委員の割合は、平成27（2015）年度までに35%以上、平成32（2020）年度までに40%以上とします。
- ◇ 女性委員の参画がない審議会等の解消を図ります。

具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、女性の登用が進まない原因に応じて、「ポジティブ・アクション」を推進し、次に掲げる方策を講じて、女性委員の登用促進を図ります。

審議会等所管によるポジティブ・アクション

学識経験者の委員選考

- ◆積極的に女性の登用を図ります。
- ◆肩書きや職種にこだわることなく、広く人材を求めるよう努めます。

市の裁量が限定されている審議会等への対応

- ◆審議会等の規則や要綱等における委員規定について、「団体の長」等の幹部役員に限定せず、一般の女性構成員が参画可能となるよう、可能な限り規則や要綱等の見直しに努めます。
- ◆法で定められている場合を除き、市の裁量で、専門職種を設定できる場合には、現に女性が就いている専門職種に振り替えるなど、女性が登用されるように努めます。

関係機関・関係団体等への委員派遣の要請

- ◆必ずしも、当該団体の代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中から委員を派遣いただけるよう、団体に要請し、理解を求めます。
- ◆団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、長、役員等に限定した推薦依頼は極力避けます。
- ◆団体の構成員に比較的女性が多く在籍される関係機関、関係団体等に対し、他の団体に優先して委員派遣を要請するように努めます。
- ◆派遣要請先団体から男性委員を派遣いただいた場合には、併せて女性委員も推薦いただくよう要請し、男女の委員人数の均衡が取れるよう努めます。

市民委員の公募のあり方

- ◆「女性枠」を新たに設置するなど、できる限り積極的な女性委員の登用に努めます。
- ◆女性や子育て中の市民が気軽に応募・参加しやすい環境づくりを行います。

人権担当所管によるポジティブ・アクション

人材情報の提供

大阪府男女共同参画・青少年センター（愛称：ドーンセンター）が提供している「女性委員・講師情報提供サービス」を活用する等、女性委員候補となる人材情報を、定期的に提供します。

女性リーダーの育成・発掘と女性人材バンクの設置研究

市の政策・方針決定過程へ参画し、その力を発揮できる女性の人材を充実させるため、地域で活躍する女性リーダーを発掘し、その育成・支援に取り組みます。

また、各専門分野において見識や経験を有する人材情報を提供することを目的とした女性人材バンクの設置に向けて、引き続き研究を行います。

市民委員公募時の一時保育のあり方

女性や子育て中の市民が審議会等へ参画する機会を保障するため、審議会等開催時に必要に応じて一時保育を導入し、その利用を無料化することにより、応募・参加しやすい環境づくりを行います。

男女共同参画意識の高揚

男女共同参画意識の高揚を図るため、地域、職場、学校など、あらゆる場において、広報・啓発活動を行います。

市内各種団体に対する市としての働きかけ

積極的な女性の登用、参画の場の提供について、各種団体の理解を求めています。

審議会等への女性委員の登用状況の公表

審議会等への女性委員の登用状況について、毎年、八尾市男女共同参画審議会及び八尾市男女共同参画施策推進本部に報告し、ホームページ等にて公表します。